

## 特記仕様書（案）

## 1 業務名 三木市地域公共交通計画策定調査分析業務委託

## 2 業務目的

三木市では、平成31年3月に地域の基幹交通の確保維持及び公共交通ネットワークの構築により公共交通を中心としたまちづくりを推進するため、「三木市地域公共交通網形成計画」（以下「現計画」という。）を策定し、各種施策の実施を行ってきた。

現計画の策定から3年が経過する中で、市内バス路線の見直しやデマンド型交通の導入、神戸電鉄三木駅の再建と駅前広場の整備等を行い、公共交通網の構築を図ってきた。

しかしながら、少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大や、それに伴う生活スタイルの変化など、公共交通を取り巻く環境が変化してきており、また、自動運転やMaaS、超小型モビリティなど新たな技術やシステムへの対応が求められている。

こうした中で、現計画が令和6年3月をもって期間を満了することから、今後5年間の公共交通施策の指針をまとめた「三木市地域公共交通計画」を策定し、まちづくりと連携した将来に持続可能な公共交通網の形成を図る。

本業務は、「三木市地域公共交通計画」の策定に向けて公共交通の現況を整理するとともに、公共交通網の形成に係る公共交通課題を整理することを目的に実施するものである。

## 3 業務区域

対象地域は、三木市内全域とする。

## 4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納期限は、協議により定める。

## 5 事業者の要件等

- (1) 事業者は、過去5年以内に地域公共交通計画、地域公共交通網形成計画若しくはこれに類する計画の策定実績を有すること。
- (2) 本業務に従事する管理技術者は地域公共交通計画、地域公共交通網形成計画若しくはこれに類する計画実務経験を有する技術士（建設部門：都市及び地方計画）、またはRCM（都市計画及び地方計画部門）の資格保有者でなければならない。

## 6 業務内容

### (1) 計画準備

本業務の目的・主旨を理解した上で、仕様書等に示す業務内容を確認し、業務の実施方法、工程、連絡体制、使用する図書等の事項について業務計画を立案する。

### (2) 地域の現況調査

次に掲げる事項の三木市の現況及び将来動向について把握・整理を行う。  
なお、次の事項に係る分布状況等については、GIS（地理空間情報システム）を用いた整理を行うものとする。

ア 地域の概要（位置、地勢、土地利用計画等）

イ 人口動態（人口推移、人口分布等）

ウ 土地利用状況（公的、医療、教育・文化、商業、観光等）

エ 道路網、公共交通網（道路、公共交通、公共交通空白地域・不便地域等）

オ 公共施設、生活利便施設立地状況

カ 日常生活圏の整理（通勤通学による人口流動等）

### (3) 上位・関連計画等の整理

次に掲げる計画と「三木市地域公共交通計画」との関連・整合性を把握する。

ア 三木市総合計画

イ 第2期三木市創生計画

ウ 三木市都市計画マスタープラン

エ 神戸電鉄粟生線地域公共交通計画（令和4年度中策定予定）

オ ひょうご公共交通10カ年計画

カ その他観光振興、福祉、教育、環境など公共交通に関連する様々な分野における計画

### (4) 公共交通の現況調査・分析

次に掲げる公共交通の運行状況等について、資料の収集及びヒアリング等により把握・分析する。

また、行政支援の状況について、整理する。

ア 公共交通の種類

地域公共交通の種類や事業主体、事業手法等について整理する。

イ 整備状況

鉄道路線網や駅、バス路線やバス停留所、その他ロータリーなどの整備状況及び今後の整備計画について整理する。

また、地域公共交通における「カバー率」を計算する。

ウ 運行状況

地域公共交通の路線・系統別の運行回数や運行時間帯、運賃などの状況を整理する。

エ 利用状況

公共交通の利用者数の推移や利用状況、利用者の内訳について整理する。  
整理に当たっては、ICカードデータ（路線バス）を活用した整理・分析を含む。

〈ICカードデータ（路線バス）の概要〉

データ規模：100万件～140万件を想定

データ期間：平成30年10月1日～令和元年9月30日

令和3年10月1日～令和4年9月30日

オ 行政支援状況

各公共交通事業者や利用者に対する公共交通支援の内容及び金額等について整理する。

(5) 市民アンケート調査

市民の公共交通に対する課題及びニーズを把握するため、アンケート調査を実施するに当たり、対象者の抽出方法や調査項目の検討を行い、回収された調査票の整理・分析を行う。

なお、アンケート調査に係る対象者の抽出、調査票等の印刷、封入及び郵送については、発注者が対応・負担する。

ア 配布数：3,500部（想定回収数：1,750部）

イ 調査票：A3両面1枚程度

ウ その他：回収率向上のため、WEB形式（Googleフォームや兵庫県電子申請共同運営システム等）でも回答できるように対応すること。

(6) 現計画の評価

上記(1)～(5)の整理・分析結果を基に、現計画の数値目標や施策について、達成状況や実施状況を整理し、その成果について検証・評価するとともに、現計画に定められた目標数値及びバス路線の見直しに係る評価指標の妥当性を再検証する。

(7) 公共交通の問題点・課題の整理

上記(1)～(6)までの整理・分析結果を基に、三木市の地域公共交通が抱える問題点及び今後対応が必要となる課題を整理する。

(8) 打合せ協議

業務を円滑に進めるため、業務着手時、完了時の他、中間時に2回程度行う。

(9) 報告書の作成

本業務の実施内容について、報告書を作成する。

## 7 成果品

- (1) 報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部 (A4版チューブファイル)
- (2) 報告書及び収集した資料のデータ・・・ 2部 (CD)

## 8 提出資料

受注者は、本業務の着手及び完了に当たって、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 工程表
- (4) 業務計画書
- (5) 報告書
- (6) 完了届
- (7) 請求書
- (8) その他発注者が指示する関係書類

## 9 参考資料の貸与

発注者の事務局(三木市都市整備部交通政策課)の所有する資料等については、所定の手続きにより受注者に無償で貸与する。業務完了後は、速やかに返却すること。

なお、万一資料等に損傷を与えた場合は、受注者が責任を持って修復すること。

## 10 成果品の帰属

本業務における成果品及び業務上作成した資料等については、すべて三木市に帰属する。

また、三木市の承認を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。

## 11 その他

本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、指示に従い業務を遂行すること。